

にほんご

じてんしゃ あぶ うんてん
自転車の 危ない 運転を やめてもらうための

じてんしゃうんてんしゃこうしゅうせいど

自転車運転者講習制度

ぼうがいうんてん ついか れいわ ねん がつ にち
妨害運転が追加されました(令和2年6月30日)

じてんしゃ あぶ うんてん ねん かいじょう く かえ ひと
自転車の「危ない運転」を 3年で2回以上 繰り返した人は、

じてんしゃうんてんしゃこうしゅう う
自転車運転者講習を 受けなければなりません！

こうしゅう じかん じかん
●講習の時間:3時間

はら かね えん
●払うお金:6,000円

めいれい こうしゅう う
※命令をきかないで 講習を 受けなかったら

まんえん いか ばっきん はら
5万円以下の 罰金を 払わなければなりません

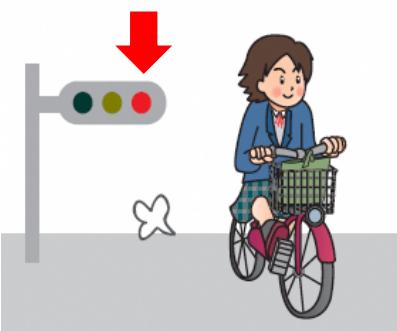


あぶ うんてん
「危ない運転」とは こんなもの(①~⑯)

しんごう ひょうしき ひょうじ むし まも うんてん
信号や 標識・標示を 無視した(守らない) 運転は ダメ！

1 信号無視

信号が赤のときは、必ず
止まってください。



2 通行禁止道路(場所)通行

じてんしゃ はし どうろ ばしょ つうこう
自転車が 走ってはいけない 道路や 場所の
ひょうしき はし
標識が あるところは、走ってはいけません。



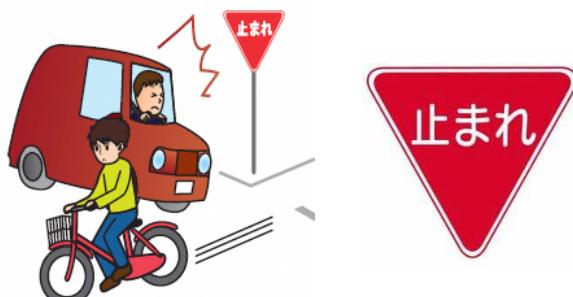
3 しゃ断踏切への立入り

ふみきり し けいほう おと
踏切が閉まっているとき、警報(音)が
な鳴っているときは、踏切に 入っては
いけません。



4 一時停止違反

と ひょうしき
「止まれ」の 標識がある ところでは、一回 止まって、
ひだり みぎ あんぜん かくにん
左と 右の 安全を 確認してから 行ってください。



ある歩いている人が危ないと思う運転はダメ!

5

歩道通行や車道の右側通行など



車道(車の道)と歩道(人の道)が
別々の「道路」では、歩道(人の道)を
走ってはいけません。車道(車の道)
の右側も通ってはいけません。

7

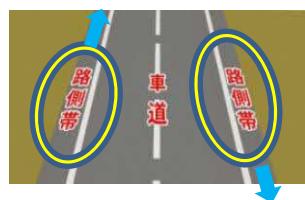
歩道での歩行者妨害



自転車が走ってもいい「歩道(人の
道)」では、車道側をゆっくり走つ
てください。歩いている人の邪魔に
なるときは、止まってください。

6

路側帯での歩行者妨害



「路側帯(車道の白い線
の外側)」では、歩いて
いる人の邪魔をしてはいけません。

8

歩行者用道路での歩行者妨害

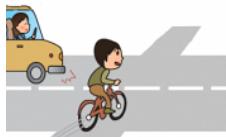


自転車が走ってもいい「歩
行者用道路(歩く人のための
道路)」では、歩いている人の
邪魔をしてはいけません。

交差点の危ない運転はダメ!

9

左方車優先妨害優先道路通行車妨害など



信号がない交差点に入ると
き、左から来る車や、広い
道路を走っている車の邪魔
をしてはいけません。

11

環状交差点通行車妨害

環状交差点(信号がない丸い交差点)に入るとき、必ずゆっくり走って、環状交差点を走っている車の邪魔をしてはいけません。

10

右折時の直進車や左折車への通行妨害



交差点で右へ曲がると
き、まっすぐ行く車や左
へ曲がる車の邪魔をしてはいけません。

危ない状態の運転はダメ!

12

酒酔い運転

お酒を飲んで自転車を
運転してはいけません。



14

安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキの使い方がよくなかったり、安全を確認しないで、ほかの人がけがをするような
スピードと乗り方で自転車を運転してはいけません。

※ 傘を差して運転したり、スマホを使いながら運転して事故をしたときも、安全運転義務違反になることがあります。

13

制動装置不良自転車の運転



ブレーキがない自転車や、
ブレーキが壊れている自転車
に乗ってはいけません。



他の車を邪魔する運転はダメ!

15

妨害運転

他の車の通行を邪魔する目的で、車体を並んで走る車に近づけたり、進路変更をしたり、
必要なない急ブレーキをかけたりしてはいけません。

ついで
追加!

